健康サポート薬局基準適合チェックリスト

別紙様式　薬局―４

	届出書添付書類	記入欄 書類番号	記入欄 省令手順書該当頁等 様式 No 等	チェック
かかりつけ薬局の基本的機能	Ⅰ．当該薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載した省令手順書の写し			□
	ⅰ．患者がかかりつけ薬剤師を選択でき、かかりつけ薬剤師が薬剤に関する情報提供・指導等を一元的・継続的に行う。		㊔　ページ ㊔　ページ	□ □
	ⅱ．患者がかかりつけ薬剤師を選択した際、その旨及び選択した薬剤師が分かるよう薬剤服用歴に記録する。		㊔　ページ	□
	ⅲ．患者が現在受診している医療機関を全て把握するよう取り組む。		㊔　ページ	□
	ⅳ．患者に使用された医薬品・服用している医薬品の一元的・継続的な把握に取り組む。		㊔　ページ	□
	ⅴ．患者等に対し残薬確認、残薬解消、残薬発生の原因聴取とその対処に取り組む。		㊔　ページ	□
	ⅵ．毎回、患者に服薬状況や体調変化を確認し、新たな情報や薬剤服用歴の記録を参照した上で、必要に応じて確認及び指導内容を見直し、患者の理解度等に応じて薬剤に関する情報提供・指導等を実施するよう取り組む。		㊔　ページ	□
	ⅶ．患者に対し、お薬手帳の意義及び役割等を説明するとともに活用を促す。		㊔　ページ	□
	ⅷ．お薬手帳利用者に、適切な利用方法を指導する（医療機関・薬局への提示、体調の変化等の記録等）。		㊔　ページ	□
	ⅸ．お薬手帳の複数冊所持者に対し、お薬手帳の集約に努める。		㊔　ページ	□
	ⅹ．薬剤師の役割の周知、かかりつけ薬剤師・薬局の意義等の説明を行い、かかりつけ薬剤師・薬局を持つよう促す。		㊔　ページ	□
	ⅹⅰ．開店時間外の電話相談等にも対応する。かかりつけ薬剤師を持つ患者からの電話相談等に対しては当該薬剤師が対応する。		㊔　ページ ㊔　ページ	□ □
	ⅹⅱ．医療機関に対して、疑義照会を行い、必要に応じ、副作用等の情報提供、処方提案に適切に取り組む。			
	ⅹⅲ．上記のⅲ、ⅳ、ⅴ、ⅵ、ⅹ、ⅹⅰ、ⅹⅱの実施に関して、薬剤服用歴に記載する。			
	Ⅱ．当該薬局に従事する薬剤師の氏名、勤務日及び勤務時間を示した勤務表			□
	Ⅲ．お薬手帳の意義、役割及び利用方法の説明又は指導のための適切な資料 （お薬手帳の意義、役割は、平成 27 年 11 月 27 日薬生総発 1127 第４号「お薬手帳（電子版）の運用上の留意事項について」に記載されている内容を参照）			□
	Ⅳ．かかりつけ薬剤師・薬局の意義及び役割等の説明のための適切な資料 （かかりつけ薬剤師と薬局の意義・役割は、平成28年2月12日薬生発0212第５号「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について」（以下「運用通知」という）に記載されている内容を参照）			□
	Ⅴ．当該薬局薬剤師に 24 時間直接相談できる連絡先電話番号等、事前に患者等に対して説明し交付するための文書 【交付する文書の名称を記載（「薬袋」も可）】		【　　　　　　　　】	□
	Ⅵ．在宅患者に対する直近１年間の薬剤服用歴の記録や薬学的管理及び指導の実績が確認できる書類			□
	Ⅶ．医療機関に対して情報提供する際の文書様式			□

	届出書添付書類	記入欄 書類番号	記入欄 省令手順書該当頁 健康サポート業務手順書該当頁 様式No等	チェック
健康サポート機能	Ⅰ．当該薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載した健康サポート業務手順書の写し			□
	【下記項目は、健康サポート業務手順書への記載ではなく、省令手順書に記載している】 →		はい　いいえ	
	ⅰ.要指導医薬品等及び健康に関する相談に適切に対応し、必要に応じ医療機関への受診勧奨を行う。		㊔・㊒　ページ	□
	ⅱ.健康に関する相談を受けた場合は、かかりつけ医等の有無を確認し、かかりつけ医がいる場合等には、かかりつけ医等に連絡を取り、連携して相談に対応する。特に、要指導医薬品等による対応が困難である場合などには、受診勧奨を適切に実施する。		㊔・㊒　ページ	□
	ⅲ.健康に関する相談に対し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーション、健康診断や保健指導の実施機関、市区町村保健センター等の行政機関、介護予防・日常生活支援総合事業の実施者等の地域の連携機関を薬局利用者に紹介するよう取り組む。		㊔・㊒　ページ	□
	ⅳ.上記ⅰ～ⅲに基づき受診勧奨又は紹介を行う際、必要な情報を紹介先の医療機関等に紹介文書により提供する。		㊔・㊒　ページ	□
	ⅴ.以下のような場合に受診勧奨する。 ・医師の診断がなされているが、医師の指示に従わずに受診していない場合に、受診勧奨する。 ・かかりつけ医がいるにもかかわらず、一定期間受診していない場合に、受診勧奨する。 ・定期健診その他必要な健診を受診していない場合に、受診勧奨する。 ・状態が悪い場合など要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合に、受診勧奨する。 ・要指導医薬品等を使用した後、状態の改善が明らかでない場合に受診勧奨する。		㊔・㊒　ページ	□
	ⅵ.要指導医薬品等又は健康食品等に関する相談に対し、薬局利用者の状況や当該品目の特性を十分に踏まえた上で、専門的知識に基づき説明する。		㊔・㊒　ページ	□
	Ⅱ．以下の事項を満たした医療機関その他の連携機関先のリスト			□
	・地域における医療機関、地域包括支援センター、介護事業所、訪問看護ステーション、健康診断等の実施機関、市区町村保健センター及び介護予防・日常生活支援総合事業の実施者が含まれている。			□
	・医療機関その他の連携機関の名称、住所及び連絡先（電話番号、担当者名等）が記入できる様式である。			□
	Ⅲ．以下の内容を記載できる紹介文書 ・紹介先に関する情報、紹介元の薬局・薬剤師に関する情報、紹介文書記載年月日、薬局利用者に関する情報、相談内容及び相談内容に関わる使用薬剤等がある場合にはその情報、紹介理由その他特筆すべき事項			□
	Ⅳ．地域の薬剤師会と密接な連携を取り、地域の行政機関及び医師会、歯科医師会、薬剤師会等が実施又は協力する健康の保持増進その他の各種事業等への参加実績又は参加予定が確認できる資料 （事業の概要、参加人数、場所及び日時並びに当該薬局の薬剤師の参加内容などが分かるもの）			□

届出書添付書類		記入欄 書類番号	記入欄 様式No等	チェック
健康サポート機能	Ⅴ. 有効な健康サポート薬局に係る研修の研修修了証及び勤務体制が確認できる資料			□
	Ⅵ. 個人情報に配慮した相談窓口を設置していることが確認できる写真等の資料			□
	Ⅶ. 薬局の外側に掲示予定のものが確認できる資料 （健康サポート薬局、要指導医薬品等に関する助言や健康に関する相談を積極的に行っている旨）			□
	Ⅷ. 薬局の中で提示予定のものが確認できる資料(実施している健康サポートの取組み内容や実施日時等)			□
	Ⅸ. 要指導医薬品等の備蓄品目を薬効群毎に分類したリスト 【運用通知の別紙２に示されている基本的な薬効群（48 薬効群）を全て（１分類１品目以上）含んでいる】→		はい	□
	Ⅹ. 衛生材料及び介護用品等の備蓄品目リスト 【平成 27 年７月２日に開催された「第３回健康情報拠点薬局（仮称）のあり方に関する検討会」の資料で示された製品群を含んでいる】→		はい	□
	ＸⅠ.開店している営業日、開店時間を記載した文書 【平日は連続して開店している（午前８時から午後７時までの間に８時間以上開店していることが望ましい）】→ 【土日はいずれかの曜日には４時間以上開店している】→		はい はい	□
	ＸⅡ.要指導医薬品等及び健康食品等に関する助言や健康に関する相談に対応した対応内容の記録様式			□
	ＸⅢ.積極的な健康サポートの取組等の実績が確認できる資料（取組の概要、参加人数、場所及び日時等が分かるもの）			□
	ＸⅣ.薬局において取組を発信していること等の実績が確認できる資料（取組の概要等が分かるもの） ① 地域の薬剤師会等学術大会や勉強会での発表、地域薬剤師会広報紙への掲載 ② 医学薬学等に関する学会への発表や学術論文の投稿 ③ スマート・ライフ・プロジェクト等健康増進に関する情報発信を目的としている HP での情報発信 ④ 地域住民向け広報誌などでの情報発信 →		該当する番号を記載	□
	ＸⅤ.国、関連学会等が作成する健康の保持増進に関するポスターの掲示やパンフレットの配布が確認できる資料			□

注）㊮：薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令手順書　　㊭：健康サポート業務手順書

添付する書類には番号を振り、その番号を書類番号欄に記入してください。